

# RE-INVENTING JAPAN PROJECT APPLICATION GUIDELINES IN FY2016

Support for the formation of Collaborative Programs  
with Universities in Asia

平成28年度大学教育再生戦略推進費

「大学の世界展開力強化事業」公募要領（案）

～ アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 ～

平成28年3月

文部科学省

# 目次 Table of Contents

1	大学の世界展開力強化事業の背景・目的 Background & Objectives	1
2	本プログラムについて Project Overview	
(1)	申請対象となる事業 Target	2
(2)	指標の設定 Indicator	4
(3)	選定件数 Number of Programs to be Selected	4
(4)	補助期間 Period of Support	4
(5)	事業規模 Projects Scale	4
3	本プログラムへの申請 Application	
(1)	申請件数 Number	4
(2)	申請者等 Applicants	5
(3)	申請資格 Qualification	5
(4)	申請要件 Requirements	6
(5)	申請書の作成 Making	7
4	選定方法等 Selection Methods, etc.	7
5	事業の実施 Implementation of the Project	7
6	成果の発信・普及 Distribution of the Project Results	8
7	申請書等の提出方法 Application Methods	9
8	その他 Others	10
9	問合せ先等 Inquiries, etc.	12
(別添1)	Attachment 1 「学生交流のためのガイドライン（ASEAN+3）」（Draft）	
(別添2)	Attachment 2 事後評価及び中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム	
(別添3)	Attachment 3 経費の使途可能範囲	
(別添4)	Attachment 4 Joint Application Form for the CAMPUS Asia Pilot Program	

平成28年度大学教育再生戦略推進費※1  
「大学の世界展開力強化事業」公募要領  
- アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化 -

Re-Inventing Japan Project  
Support for the formation of Collaborative Programs with  
Universities in Asia

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的  
Background & Objectives

急速なグローバル化に伴い、我が国と世界各国との経済社会の一体化が進展する中、教育・訓練システムや、知識・技術の修得証明、企業における雇用や処遇などもより緊密に関連するとともに、将来的には各国の社会システムが一層密接に関連しながら発展することが予想されています。こうした中、国内外の企業においても、自国、他国の出身にとらわれない、グローバルに活躍できる人材の登用、養成が求められており、我が国の大学教育においても、こうした潮流に呼応した、教育プログラムを構築していくことが急務です。

翻って、我が国の大学教育は、伝統的に国内向けの雇用市場に連動して行われてきており、これまでは、世界における学生の流動性の高まりや教育の質保証、修得主義等の潮流を踏まえた取組が優先課題となっていない大学も多く存在したとの指摘があります（中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループ「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方～質の保証を伴った大学間交流推進の重要性～」（平成22年6月））。その一方で、すでに東アジア地域を舞台に、米国、欧州、豪州、さらには中国、韓国などの有力大学により、優秀な学生の獲得を見据えた質の高い教育が展開されつつあり、我が国においても、外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化の支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組を強化することがより重要となっています。

日中韓三カ国の間では、平成23年から、キャンパス・アジアパイロットプログラム※2として、質の保証を伴う大学間交流を実施してきました。また、ASEANに目を向けると、特にタイ、マレーシア、インドネシア等のASEAN原加盟国との間では、様々なプログラムを通じて学生交流が活発に進んでいるところです。一方で近年の経済成長と政治改革を背景に、特にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの四カ国では、持続可能な発展を支える高度人材の育成がますます重要となっており、これらの諸国におけるインフラ人材の育成に、日本の大学が果たす役割に大きな期待が高まっています。そのような中、日本とこれらの諸国を含むASEAN+3の枠組みでは、域内の質保証の状況の相違を超え、学生交流を活発化させるため、学生交流に関するガイドラインの策定など、将来のアジア高等教育圏の形成に向けた動きが加速しています。

そのため、平成28年度予算においては、国公私立大学を対象に、「アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化」として、同地域の大学との間で、質の保証を伴った交流プログラムを実施する事業に対して重点的に財政支援を行います。

※1 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を越えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成（「博士課程教育リーディングプログラム」、「スーパーグローバル大学等事業」など）や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発（「大学教育再生加速プログラム（AP）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など）に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金。

※2 「キャンパス・アジアパイロットプログラム」とは、平成21年10月の第2回日中韓サミットの合意に基づき、平成22年4月に日中韓三カ国の政府により立ち上げられた、質の保証を伴った学生交流を推進するための「キャンパス・アジア」構想の下、平成23年度に日中韓のトライアングル交流事業として本プログラムに採択された10件の事業。

## 2. 本プログラムについて Project Overview

### (1) 申請対象となる事業 Target

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力の強化を目的に、高等教育の質の保証を図りながら、アジア諸国の大学との間で、日本人学生の海外留学や外国人学生の積極的受入を伴う教育連携プログラムを実施する以下の事業を対象とします。

#### 【タイプA：キャンパス・アジア（CA）事業の推進】

中国、韓国の大学とコンソーシアムを形成し、日中韓三カ国の合意によりCAとして教育連携プログラムを実施する事業。

・タイプA-①：CAパイロットプログラムでの実績をベースにさらに高度化した取組を行うもの。

・タイプA-②：新たにCAに取り組むもの。

#### 【タイプB：ASEAN地域における大学間交流の推進】

ASEAN地域のうち、これまで大学間交流実績が少なかったカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの大学を主たる交流先として、教育連携プログラムを実施する事業（他の国の大学との交流を伴う教育連携プログラムを実施する事業を含む）。

また、本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

#### (共通)

- 日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進する、例えば以下のような、質の保証を伴った教育交流プログラムであること。
  - －高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
  - －単位の相互認定、共通の成績管理の実施
  - －学修成果や教育内容の可視化
- 外国人学生の受入に当たっては、企業等における体験活動の機会を提供し、将来グローバルに活躍できる人材育成に資する教育交流プログラムであること。

#### (タイプA：キャンパス・アジア（CA）事業の推進)

- 下記のキャンパス・アジア（CA）の基本的な枠組みを踏まえた事業であること。

#### \* キャンパス・アジア（CA）の基本的枠組み

- ①参加国：日本、中国及び韓国
- ②レベル：学部レベル、大学院レベル
- ③交流プログラムの概要：分野は問わない。学部レベルでは共通カリキュラムを基本とした1セメスター以上の交流、大学院レベルではダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。
- ④交流期間：3ヶ月以上の交流が推奨される。
- ⑤学生規模：相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。
- ⑥学生支援：交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、1事業につき年間派遣・受入それぞれ10人の参加学生に対し、以下の支援を行うことが推奨される。
  - （受入国の負担）奨学金、滞在費（宿舍費）
  - （派遣国の負担）学生の渡航費

- 大学院レベルの交流においては、ダブル・ディグリーもしくはジョイント・ディグリーの実施を目指すものであること。
- タイプA-①においては、キャンパス・アジアパイロットプログラムへの参加実績をベースとして、さらに高度化した取組、あるいは先進的な教育プログラムに取り組むものであること。

(タイプB: ASEAN地域における大学間交流の推進)

- 日本と主たる交流先の相手国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)との相互の課題解決や、双方の特色を踏まえた学問分野に関連する教育連携プログラムであること。
- ASEAN+3の枠組みにおいて策定される関連のガイドライン(学生交流のためのガイドライン(別添1))に基づく学生交流を実施すること(海外の連携大学にもガイドラインに基づいた取組になるように促すこと)。

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム(事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動)を計画することが求められます。

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理(コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど)、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となっていること。
- 本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、大学における環境整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年6月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 本事業の達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとするグローバル人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

## (2) 指標の設定 Indicator

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標等や実施（達成）時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を必ず設定してください。

- ・ 本事業計画における日本人学生の派遣数
- ・ 本事業計画における外国人学生の受入数
- ・ 本事業計画において海外に留学する日本人学生のうち、留学後に一定の外国語力基準をクリアする学生数

## (3) 選定件数 Number of Programs to be Selected

選定件数：タイプA-① 8件程度、タイプA-② 8件程度、タイプB 8件程度

## (4) 補助期間 Period of Support

- 最大5年間（国の財政事情等により5年間を必ず保証するものではありません。）。
- 申請書に基づき取組が展開されているか、状況調査を行うことがあります。
- 選定された大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に取組を継続できる計画を策定してください。

## (5) 事業規模 Projects Scale

補助金基準額：タイプA-① 年間2千万円

タイプA-② 年間4千万円（初年度は2千万円）

タイプB 年間4千万円（初年度は1千5百万円）

補助事業上限額：設定しません。

※本プログラム採択のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。

※実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、必要な金額を計上してください。  
なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

※事業規模が補助金基準額を超える場合、その差額は自己収入等の財源により各大学が負担することとします。なお、次年度以降補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

※補助期間終了後も事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

## 3 本プログラムへの申請 Application

### (1) 申請件数 Number

申請件数：1大学が本プログラムに申請できる件数は、タイプA-①、タイプA-②、

タイプBそれぞれ1件、計3件の申請を上限とします。なお、タイプA、タイプBともに、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、代表して申請する大学のみを申請件数として数えます。

## (2) 申請者等 Applicants

### ① 対象機関

#### 【タイプA：キャンパス・アジア（CA）事業の推進】

我が国の国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る））。

#### 【タイプB：ASEAN地域における大学間交流の推進】

我が国の国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る））。なお、連携して事業を行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、タイプA、タイプBともに、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

事業者には、国際化拠点整備事業費補助金を交付します。

### ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻、短期大学の学科及び専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科）の単位で申請することはできません。

### ④ 事業責任者

大学において事業の実現を担う者で、事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。

なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とし、1人が複数の事業の事業責任者となることはできません。

## (3) 申請資格 Qualification

以下のいずれかに該当する大学は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象）。

### （組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学（修士課程に係る基準については、平成28年度に公募する本プログラムには適用しない。）

区分*	学士課程全体	短期大学全体 (全学科)	高等専門学校全体 (全学科)	修士課程（博士前期課程を含む）全体
収容定員充足率	70%	70%	70%	50%

\*専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 平成27年度に実施した再推費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」（等の最も低いランク）と評価された大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 申請時点において、再推費の補助事業の中間評価で、「中止することが必要」（等の最も低いランク）と評価された大学（対象プログラムは別添2のとおり。）（設置関係）
- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学

#### (4) 申請要件 Requirements

本プログラムの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成31年3月）までに全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く）において確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに採択され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の法令に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部の取り消し、又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

（教育改革関係）

- i) 大学において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が策定されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）等のカリキュラム編成等に反映されていること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。  
※短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) GPA制度などの客観的な評価基準を導入し個別の学修指導に活用していること。  
※短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試の募集人員の割合、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。

※高等専門学校を除く。

(設置関係)

vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(プログラム関係)

viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要ない特別な理由がある場合はその限りではない）。

#### (5) 申請書の作成 Making

本プログラムにおける大学の取組、本プログラムに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請してください。その際、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含めた、総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

### 4. 選定方法等 Selection Methods, etc.

#### (1) 審査手順

本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

「タイプA：キャンパス・アジア（CA）事業の推進」については、書面審査を委員会にて行った後、7月に開催予定の日中韓大学間交流・連携推進会議において事業を実施する大学を含むコンソーシアムを決定します。文部科学省はこの決定に基づき、採択する事業計画を決定します。また、選定結果の通知は8月頃に行う予定です。

「タイプB：ASEAN地域における大学間交流の推進」については、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階審査を行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される採択候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、採択する事業計画を決定します。なお、本年度の審査に係る面接審査は、概ね8月頃に行われる予定であり、面接審査対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をいたします。事業責任者等は、面接審査に責任をもって対応できるようにしておいてください。また、選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

具体的な審査方法等については、「大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

#### (2) 委員会による意見

選定に当たっては、委員会等の審議を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

### 5. 事業の実施 Implementation of the Project

(1) 申請した事業は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長は事業全体に責任を持つとともに、事業を実施するに当たり、全学的な普及及び成果の活用に努めるものとします。

(2) 採択された大学は、事業の実施に当たっては、「4. (2)」に記載する委員会による事業についての改善のための意見等を踏まえて実施するよう、ご留意ください。下記「(6)」に記載の事業の評価等においては、この意見への対応状況についても評価の対象となります。

(3) 採択された大学は、事業の実施状況についての独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性の判断や達成状況など、事業の進捗状況を把握するために、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備することとします。

(4) 上記(3)の他、採択された大学は毎年度、事業等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、事業等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

#### (5) 費用 Costs

① 採択された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適切と考える事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

採択された事業計画が、文部科学省が実施する大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、研究拠点形成費等補助金等又は独立行政法人日本学術振興会が実施する国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する実施計画及び資金計画「補助期間における各経費の明細」を作成してください。

② 本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。

#### (6) 事業の評価等 Project Evaluation

毎年度のフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、補助期間開始から3年目の平成30年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から6年目の平成33年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度以降の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。これらの評価等については、委員会（7頁参照）で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価実施年度の次年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

## 6. 成果の発信・普及 Distribution of the Project Results

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

## 7. 申請書等の提出方法 Application Methods

### (1) 申請書等

別紙「平成28年度大学の世界展開力強化事業 申請書等の作成・提出について」に基づき、本プログラムの背景・目的を十分に踏まえて、所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

タイプA-②の申請に当たっては、本プログラムへの申請と併せて、別途コンソーシアム毎に、日中韓三国協力事務局（TCS）に申請することが必要になりますので、コンソーシアムを形成する大学と協議の上、英文による所定の書類（別添4）を提出してください。

### (2) 提出方法

申請書等の提出は、郵送による方法のみとし、平成28年5月9日（月）から5月11日（水）必着で、下記の提出先に提出してください。郵送に当たっては封筒に「大学の世界展開力強化事業申請書等在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター6階  
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局  
（電話：03-3263-1740）

\* TCSへの申請について

【提出先】メール（予定）、期限、日本時間 etc.

### (3) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間プログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 採択された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書等は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEB サイト ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) をご覧ください。

## 8. その他 Others

### (1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

また、計画調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

#### ③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

### (2) 学生等の安全確保

本プログラム採択後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラムの申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）等により、以下の措置を講じることとします。

#### ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

#### ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

#### ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

(4) 事業の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、採択された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に関し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、採択大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

採択された大学は、補助期間終了後5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本プログラムの公募は、平成28年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

## 9. 問合せ先等 Inquiries, etc.

### (1) 問合せ先

#### 【公募要領その他の問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係  
(大学の世界展開力強化事業担当)  
電 話 : 03-5253-4111 (内線3352)  
FAX : 03-6734-3385  
WEBサイト :  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm)

#### 【計画調書及び審査・評価に関する問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター6階  
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局  
電 話 : 03-3263-1740  
FAX : 03-3237-8015  
WEBサイト : <http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>  
(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

#### 【英文による所定の書類(別添4)に関する問い合わせ先】

TCS (住所、連絡先 etc)

### (2) スケジュール

#### (タイプA)

公募説明会	平成28年4月7日(木)
公募締切	平成28年5月9日(月)～5月11日(水)
日中韓大学間交流・連携推進会議	平成28年7月
選定結果通知	平成28年8月頃
交付内定	平成28年8月頃(事業開始)

#### (タイプB)

公募説明会	平成28年4月7日(木)
公募締切	平成28年5月9日(月)～5月11日(水)
面接審査	平成28年8月頃
選定結果通知	平成28年9月頃
交付内定	平成28年9月頃(事業開始)

## ASEAN+3 学生交流のためのガイドライン (和訳/Draft)

### 1. ビジョン

ASEAN+3 各国は、更なる次世代の学生交流の促進を通じて、域内の相互理解、平和、発展を目指す。

### 2. 目的

ASEAN+3 学生交流のためのガイドライン (以下、ガイドライン) は、質保証を伴う学生交流のための基本的な枠組みを提供し、ASEAN+3 各国の高等教育制度の発展を促進する。ガイドラインは適切な ASEAN+3 各国の学生交流プログラム (以下、プログラム) への参照文である。

各国はガイドラインに基づくプログラムの促進への可能な支援策を開発するよう促される。

### 3. 参加

各国はガイドラインを大学やその他の高等教育機関に周知する。

ASEAN+3 各国が、ガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際には、政府、あるいは政府に指名された主体が責任者を立てることとする。

大学その他の高等教育機関がガイドラインのもとで学生交流の枠組みに参加する際に、責任者はそれらの機関を推奨しなければならない。

政府 (また/あるいは政府から指名された他の主体) と各国の参加する高等教育機関はガイドラインの全ての文言を遵守するよう求められる。

### 4. 学生交流

ASEAN+3 の学生交流プログラムを作り運営する上で、下記の項目を参照の上、規定されたい。

#### 4.1 学習期間

ガイドラインのもとの学生交流の学習期間は以下のとおり分類される:

##### 1. 学習期間

- (a) 3ヶ月未満
- (b) 3ヶ月以上6ヶ月未満
- (c) 6ヶ月以上1年以下
- (d) 1年より長期間

## 2. プログラムのタイプ

- (a) 単位取得型
- (b) 学位取得型
- (c) その他

## 4.2 対象学生

学部生あるいは院生

## 4.3 学習言語

主な言語は英語であるが、その他の言語も可。

## 4.4 学問分野

学習分野は限定されないが、以下のとおり分類される。派遣・受入れ側双方の希望、その状況や合意に基づき、プログラム毎に決定される。

- (a) 教育
- (b) 人文科学, 芸術
- (c) 保健・福祉
- (d) 社会科学、商学、法学
- (e) サービス
- (f) 工学、製造・建築
- (g) ライフサイエンス
- (h) 物理学
- (i) 数学・統計
- (j) コンピューティング
- (k) 農学
- (l) その他

## 4.5 学生の選定

学生の選定基準は派遣・受入れ大学によって行われ合意される。バランスが取られることが望ましい。

## 5. 単位と単位互換制度

各国と各大学の合意に基づいて、派遣大学はアジア太平洋大学交流機構(UMAP)のUMAP、ACTS、ECTSといった国際的に認識されている単位互換制度に照らして、単位互換できる制度を整えることが求められる。受入れ大学によって認められた単位は参加国と参加機関で相互に認定される必要がある。

## 6. 質保証

### 6.1 政府

各国の政策のもと、参加国の政府は質の保証を伴った学生交流を進め、質保証機関に ASEAN+3 の関連機関と情報交換と協力を行うよう促す。

### 6.2 大学／学習プログラム

大学また／あるいは学生交流プログラムは受入れ国の認証評価機関や外部評価機関によって公的に認証され、外部評価を受けなければならない。

## 7. 資金とその他の責任

資金とその他の支援は参加主体、政府、大学、その他の関係機関によって下記の原則のもとで決められる。

### 7.1 資金

参加学生への財政援助は、下記の項目に限定されないが、学生交流プログラムの性質（例えば、政府の予算によるプログラムか、機関レベルの任意のプログラムか）や実施主体の能力や条件に基づいて決められる。政府は大学野関連機関が各国の政策の下で下記の支援を行うよう促す。

派遣国（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 渡航費
- ・ 健康保険
- ・ 毎月の滞在費

受入れ国（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 授業料免除（受入れ人数と派遣人数のバランスが取られているときに限る）
- ・ 奨学金また／あるいは研究費

### 7.2 学生支援

学生支援は、下記の項目に限定されないが、実施主体の能力や条件に基づいて決められる。政府は大学野関連機関が各国の政策の下で下記の支援を行うよう促す。

派遣大学（政府、大学、その他関係機関）

- ・ 奨学金また／あるいは研究費に関する情報
- ・ 出発前の学生向けオリエンテーション

受入れ大学（政府、大学、その他関係機関）

・留学プログラム、登録条件、学事暦といった事前に必要な情報を英語でウェブサイトに掲載

- ・留学生向けハンドブックの作成
- ・滞在ビザ取得のサポート
- ・出発時と到着時の送迎
- ・宿舎の手配
- ・医療サービスの提供
- ・留学生向けの相談員／チューター制度／国際アドバイザーの配置

## 8. モニタリング

毎年 ASEAN+3 教育分野高級実務者会合に合わせて運営委員会を開催する。

各国は国内のプログラムをモニターし、統計データ、主な優良事例、学生のレポートを含む関連情報を集めるよう求められる。

上記の情報は各国の制約や状況に基づいて、ASEAN+3 教育大臣会合に、またユネスコ「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の条文に基づいて設立が求められている国内情報センター等のウェブサイトを通じて報告される。

## 留意事項

更に次の事柄が更に期待される

- ・ ASEAN+3 の単位互換制度の比較表を含む留学証明のためのガイドラインの作成。
- ・ 成績評価と学事暦といった ASEAN+3 各国で異なる制度に関する比較表の作成。
- ・ 各国による、学生交流に加えた、研究者・教職員の交流の促進。

## 事後評価及び中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

## ○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

プログラム名	評価実施年度	申請できない期限
産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（平成24年度採択）	平成27年度	平成28年度

## ○中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

プログラム名	評価実施年度	申請できない期限
大学間連携共同教育推進事業	平成26年度	平成28年度
基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	平成26年度	平成28年度
がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択 ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択 海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア教育大臣機構））	平成27年度	平成29年度
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	平成26年度	平成28年度
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成24年度採択）	平成26年度	平成28年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成23年度採択）	平成26年度	平成29年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成24年度採択）	平成27年度	平成30年度

## (参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成29年度以降、新たに公募する再推費のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム（平成25年度採択）
- ・ スーパーグローバル大学創成支援
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択 ロシア、インド等との大学間交流形成支援、平成27年度採択 中南米等との大学間交流形成支援、平成28年度採択 アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化）
- ・ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成28年度採択）
- ・ 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」
- ・ 地（知）の拠点整備事業
- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
- ・ 課題解決型高度医療人材養成プログラム
- ・ 未来医療研究人材養成拠点形成事業

### 経費の使途可能範囲

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウム、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

#### 【物品費】

##### ①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※) 設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

##### ②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

#### 【人件費・謝金】

##### ①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

##### ②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当該事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※）外注費は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等を開催する際の飲食に要する経費のうち、社会通念に照らして適切と認められるものに使用できます。例えば、飲料水、お弁当、食事に要した経費（ただし、アルコール類は不可）が挙げられます。

### ④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料※<sub>1</sub>、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）※<sub>1、2</sub>、委託費※<sub>3</sub>などに使用できます。

他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入に関する保険費用は除く）、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舍借上のための施設・設

備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないでください。

※2) 交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※3) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

(Draft)

**Joint Application Form for the CAMPUS Asia****1. Project Title**

* Specify Field of Exchange
-----------------------------

**2. Name of the Persons Responsible for the Project**

Korean University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	
Chinese University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	
Japanese University	Name of University		Division	
	Name		Position	
	Affiliation		Address	
	Tel.		Mobile	
	E-mail		FAX	

**\*Please add columns for the consortium composed of more than three universities.**

### **3. Project Summary** (about 200 words)

\* Describe the background, objective, academic field, number of exchange students, degree to be conferred, achievements, expected outcomes, etc.

\*If this program is selected, this summary will be released along with a list of selected programs.

**4. Proposal** \*Length: No more than four pages.

1) Project Objective & Background

2) Content of the Exchange Program

- Academic field, number of exchange students, curriculum, degree to be conferred etc.

- Difference from existing domestic and overseas programs/curricula in the same field

3) Expected Outcomes

4) Cooperative System and Roles of Participating Universities

- Submit copy of 'Letter of Intent for Cooperation' etc.

5) Framework for credit transfer, grading, degree conferral

6) Student Support (Tuition waivers, counseling, internships etc.)

7) Language Plan

8) Monitoring & Evaluation / Feedback Plan

9) Publicity/Dissemination Plan

10) Cooperation with other institutions (local governments, NGOs, enterprises etc.) and Support from them

\*Length: No more than one page

Necessary budget:

2016:

2017:

2018:

2019:

2020:

Note: Please describe how much each university can provide from its own budget and how much financial support each university is requesting from its respective government.

**5. Schedule** \* Length: No more than one page

2016:

2017:

2018:

2019:

2020:

Note: Please describe how many students and faculty members will transfer to other campuses on exchange over five years as detailed as possible.

## 6. Capability of the Institutions and Achievements in Cooperation

\* Provide information on the participating Korean, Chinese, and Japanese universities (department, college, etc)

- Competitiveness of participating university in the current project field
- Achievements in cooperation (conclusion of MOUs, number of students exchanged or with conferred degrees, etc.), current status of exchange with foreign universities including universities participating in the consortium

<p><i>Name of Korean University</i></p>	
<p><i>Name of Chinese University</i></p>	
<p><i>Name of Japanese University</i></p>	

## 7. Declaration

Each university president or other supervising representative (or project manager) shall sign below to certify that all information contained in this application is correct to the best of his or her knowledge.

Korean University:

Project Manager: (Signature)  
President: (Seal)

Chinese University:

Project Manager: (Signature)  
President: (Seal)

Japanese University:

Project Manager: (Signature)  
President: (Seal)

\*You may substitute a copy of a signed Agreement, Memorandum of Understanding (MOU) or Letter of Intent for this form.

Note:

- Application forms must be submitted to the Trilateral Cooperation Secretariat by the representative universities for each J-C-K consortium.
- Applications will be invalidated if the content submitted to each of the three countries differs.
- One university can participate in two or more consortia.
- Two or more universities from one country can participate in one J-C-K consortium.
- Each government shall provide support to the universities located in the respective country which it has selected accordingly.
- A Letter of Intent for Cooperation signed by institutions participating in the consortium must be attached.

## 8. Other

### Submission of application forms

- Electronic application forms must be submitted to the designated organizations noted below.
- The application period will be May 9 to 11, and no forms will be accepted after May 11.

	Submit To
Trilateral Cooperatio n Secretariat	○○○○○○○ ○○○@○○○ 1. The tilte of the e-mail to submit the appliciation should be ○○○. 2. TCS will return confirmation e-mail once they accept it.

### Note:

- In principle, application forms cannot be corrected or replaced once they have been submitted.
- Applications may be invalidated if forms contain serious errors or false statements.
- Once submitted, application forms will NOT be returned. Each university must retain a copy for its records.
- Each government will inform the universities about procedures concerning support for selected programs.

## 9. Inquiries

If you have any questions, please contact the following government agency or organization.

\* Inquiries concerning program content

Korea:	Ministry of Education, Science and Technology Global Cooperation Strategy Team, International Cooperation Bureau 209, Sejong-Daero, Jongno-gu, Seoul (110-760) TEL : +82-(0)2-2100-6766(6769)      FAX : +82-(0)2-2100-6788 URL: <a href="http://www.mest.go.kr">http://www.mest.go.kr</a>
China:	Ministry of Education Division of Asia and African Affairs, Department of International Cooperation and Exchanges, No.35, Damucang Hutong Xidan, Beijing(100816) TEL: +86-10-66096650 FAX: +86-10-6601-3647 URL: <a href="http://www.moe.edu.cn">http://www.moe.edu.cn</a>
Japan:	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology Office for International Planning, Higher Education Policy Planning Division, Higher Education Bureau 3-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8959 TEL: +81-(0)3-5253-4111(3352)      FAX: +81-3-6734-3385 URL: <a href="http://www.mext.go.jp">http://www.mext.go.jp</a>